

埼玉県介護職員資格取得支援事業（初任者研修受講料）補助金事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、埼玉県資格取得支援事業（初任者研修受講料）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業（要綱第2条関係）

(1) 支援対象者が受講する介護職員初任者研修の受講地は、埼玉県以外の都道府県であっても差し支えない。

(2) 補助金の交付の対象となる経費

ア 支援対象者が受講する研修に初任者研修以外の内容が含まれる場合は、補助金の交付の対象となる経費は次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 初任者研修の受講料相当額とそれ以外の研修の受講料相当額が区分できるとき
初任者研修の受講料相当額を補助金の交付の対象となる経費とする。

(イ) 初任者研修の受講料相当額とそれ以外の研修の受講料相当額が区分できないとき

研修受講料全額を補助金の交付の対象となる経費とする。ただし、当該研修の主たる目的が初任者研修以外のものであることが明らかである場合は、本事業による補助金の交付の対象とはならないものとする。

イ 消費税及び地方消費税は、本事業による補助金の交付の対象とならないものとする。ただし、補助対象者が要綱第2条で定める支援対象者である場合を除く。

3 補助対象者（要綱第4条関係）

(1) 要綱に基づく補助金は、民間の支援対象法人等若しくは民間法人が運営する介護施設等に就職（現に勤務する介護施設内又は法人内の異動等により介護職員として勤務することとなった場合を含む。以下同じ。）した又は勤務する支援対象者に対して交付するものとし、次の各号に掲げる者は補助対象者とならない。

ア 地方自治体

イ 地方自治体が運営する介護施設等に就職した又は勤務する支援対象者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）

エ 指定管理者が運営する介護施設等に就職した又は勤務する支援対象者

(2) 支援対象者が介護職員初任者研修の受講料を支払った場合において、当該受講料相当額の全部又は一部を支援対象法人等が補填したとき、又は補填することが予定されているときは、次のとおり取り扱うものとする。

ア 支援対象法人等が受講料相当額の全部を補填したとき（予定を含む）
当該支援対象法人等を補助対象者とする。

イ 支援対象法人等が受講料相当額の一部を補填したとき（予定を含む）
支援対象者を補助対象者とする。

- (3) 上記(2)イの場合において、要綱第3条の規定に基づく計算により得た額（以下「補助予定額」という。）と補填（予定を含む）額の合計額が申請者である支援対象者が支払った受講料を超えているときは、当該超過額を差し引いた額を補助額とする。
なお、例示すると次のとおりであること。

例) 受講料6万円である介護職員初任者研修について、申請者（支援対象者）が受講料の全額を支払い、支援対象法人等が4万円を補填（予定を含む）した場合

【計算】

- ・ 6万円（受講料）× 1／2（補助率）＝ 3万円（補助予定額）
- ・ 3万円（補助予定額）＋ 4万円（補填額）＝ 7万円（合計額）
→申請者（支援対象者）が支払った受講料を1万円超過
- ・ 3万円（補助予定額）－ 1万円（超過額）＝ 2万円（補助額）

4 申請書の添付書類（要綱第5条第5項関係）

要綱第5条第5項に規定する申請書に添付する書類を例示すると次のとおりであること。

- (1) 支援対象者が介護職員初任者研修を修了したことを証明する書類の写し
- ア 研修実施機関が交付した介護職員初任者研修修了証明書の写し
- (2) 支援対象法人等又は支援対象者が介護職員初任者研修の受講料を支払ったことが確認できる書類
- ア 研修実施機関が発行した領収書の写し
 - イ 研修実施機関が発行した受講料受領証明書の写し
- (3) 支援対象法人等が介護職員初任者研修の受講料相当額を補填したことが確認できる書類（当該支援対象法人等が申請者であり、当該支援対象法人等が介護職員初任者研修の受講料を負担した支援対象者に受講料相当額を補填した場合に限る。）
- ア 支援対象者の受領書又は領収書の写し

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。